

○公正取引委員会規則第七号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年 月 日

公正取引委員会委員長 茶谷 栄治

公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則

公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成二十七年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(この規則の趣旨・定義)

第一条 公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う意見聴取の手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第八十条及びスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号。以下「スマホソフトウェア競争促進法」という。）第四十二条において準用する場合を含む。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 「略」

(証拠の謄写の手続)

第十三条 法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。

一 法第四十七条第一項第三号の規定により当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又

(この規則の趣旨・定義)

第一条 公正取引委員会（以下「委員会」という。）が行う意見聴取の手続については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第八十条において準用する場合を含む。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 「同上」

(証拠の謄写の手続)

第十三条 法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものは、意見聴取に係る事件について委員会の認定した事実を立証する証拠のうち、次に掲げるものとする。

一 法第四十七条第一項第三号の規定により当事者又はその従業員に提出を命じた場合において提出された帳簿書類その他の物件及び当事者又

はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件

二 「略」

三 法第四十七条第一項第一号の規定により当事者又はその従業員を審尋した場合におけるその公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項に規定する審尋調書及び当事者又はその従業員が任意に供述した場合におけるその同規則第十三条第一項に規定する供述調書

四 「略」

2||

第一項第一号及び第三号の規定は、スマホソフトウエア競争促進法第四十二条において準用する法第五十二条第一項に規定する公正取引委員会規則で定めるものについて準用する。この場合において、第一項第一号中「法第四十七条第一項第三号」とあるのは「スマホソフトウエア競争促進法第十六条第一項第三号」と、同項第三号中「法第四十七条第一項第一号」とあるのは「スマホソフトウエア競争促進法第十六条第一項第一号」と、「公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項」とあるのは「スマホソフトウエアにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律施行規則（令和六年公正取引委員会規則第五号）第四十一条第一項」と、「第十三条第一項」とあ

はその従業員が任意に提出した帳簿書類その他の物件

二 「同上」

三 法第四十七条第一項第一号の規定により当事者又はその従業員を審尋した場合におけるその公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）第十一条第一項に規定する審尋調書及び当事者又はその従業員が任意に供述した場合におけるその同規則第十三条第一項に規定する供述調書

四 「同上」

「項を加える。」

るものは「第四十三条第一項」とそれぞれ読み替えるものとする。

3|| 前条の規定は、法第五十二条第一項及び第二項の謄写について準用する。

2|| 前条の規定は、法第五十二条第一項及び第二項の謄写について準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。